

令和4年11月24日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分） の実施に当たっての取扱いについて

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より案内がありました。

概要等は下記の通りです。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●日本医師会通知より引用

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち、特に病床確保料（新型コロナウイルス感染症対策事業及び新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業）の取扱いについては、令和4年11月1日付日医発第1530号や令和4年9月28日付日医発第1264号等により逐次ご連絡差し上げているところです。

今般、先般上記にてご連絡差し上げていた病床確保料の上限額等の取扱いについて、一部改正が行われ10月1日から適用されましたので、ご連絡申し上げます。

主な改正点としては、以下の通りです。

- ・都道府県知事の判断で、今般の病床確保料の調整について11月1日からとすることができる。
- ・即応病床使用率が50%に満たない場合に病床確保料の調整対象とする規定を見直した上で、以下の場合、都道府県知事の判断で病床確保料の調整対象としないことができる。

この場合、以下のア～ウに該当する医療機関について、都道府県から厚生労働省に対して令和4年中に相談する。

ア 周産期、小児、透析、精神の4診療科

イ 地域のコロナ病床確保に中核的な役割を果たす基幹的医療機関、構造上の事情により病棟単位でコロナ病床を確保・運用する医療機関、都道府県知事がそれらに類する特段の事情があると認める医療機関

ウ 令和4年10月1日（都道府県知事の判断により令和4年11月1日からの病床確保料を調整することとした場合は、令和4年11月1日とする。）から令和5年3月31日までの即応病床使用率が50%以上の医療機関

- ・診療収益が1.1倍以上であっても令和元年診療収益の3%は病床確保料が支給される。
- ・周囲にコロナ入院受入医療機関が乏しい医療機関については、医療機関の収入額が、1.2倍を超えた場合に限り調整対象とする。

●厚生労働省事務連絡掲載先（令和4年11月21日付ご参照）

（Google等の検索エンジンで「新型コロナ 厚労省 自治体向け資料」でもアプローチ可）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00332.html



【参考・日本医師会通知掲載ホームページ/メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/login.html>

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要
ID等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

【担当】
大阪府医師会地域医療1課
(06-6763-7012)